

令和 3 年 9 月 22 日

建設委員会資料

消 防 局

目 次

【報告事項】

- 1 立山町との消防指令業務共同運用 基本構想の策定について …… 1,2 頁

1 立山町との消防指令業務共同運用 基本構想の策定について

1 基本構想の目的について

富山市と立山町（以下「両市町」という）が消防指令業務の共同運用を行うにあたり、基本的な考え方をまとめたものであり、今後、策定した基本構想に基づき、具体的な協議を進めるもの。

2 基本構想の概要について

（1）消防指令業務の共同運用化

消防指令業務の運用には、消防機関の規模に関わらず、相当の設備を整備する必要があり、財政面や人員配置で課題となっている。消防機関によっては、複数の消防本部における指令業務を1か所の消防指令室で運用する「消防指令業務の共同運用」が進められおり、県内でも、県西部の消防機関（高岡市、氷見市、砺波地域）が実施しているほか、全国的にも多くみられる。

消防庁も、消防広域化の一環として、消防指令業務の共同運用を進めており、広域推進の期限内であれば、有利な財政措置を受けることが可能となっている。

（2）効率的な消防指令業務体制

ア 両市町における消防指令業務運用上の課題

両市町では、将来にわたる指令システムの維持管理などの費用負担が課題となっている。さらに、立山町では、災害出動重複時の人員確保も課題となっている。特に、立山町の指令システムは、導入後6年以上が経過し、今後、順次、設備等の更新時期を迎える。このため、立山町では令和2年度に「消防指令業務の連携・協力に関する基礎調査」を行い、富山市消防局との連携協力を検討する方針とした。

イ 期待される効果

① 施設整備・維持管理費の効率化

指令システムを「共同運用」と「両市町が単独整備」とで比較すると、試算では、初期整備費は約1億5千万円、保守費用は年間9百万円の節減効果が期待される。

② 人員体制の効率化

指令業務の配置職員数を「共同運用」と「両市町が単独整備」とで比較すると、試算では、5名程度の節減が見込まれる。

③ 情報の一元化による大規模災害への対応力の向上

両市町の災害現場や出動部隊の情報を一元化できるため、消防相互応援協定に基づく応援出動が円滑に実施できるほか、現場活動においても効率的な情報共有を図ることが可能となり、対応能力向上が期待できる。

(3) 共同指令業務の基本的な考え方

ア 共同指令方式

国では、①一方の消防機関が他方の消防機関に指令業務を委託する「事務委託方式」、②関係機関が事務組合を設立する「共同設置方式」、③関係市町の消防業務の一部を共同して管理執行する「協議会方式」が示されている。

両市町の消防力の規模、現在の指令設備の整備状況や指令業務体制、迅速な意思決定などを勘案すると、立山町から富山市への「事務委託方式」により共同指令を進めることが適当である。

イ 整備運営方法

① 設備整備（初期整備費）

- ・共同指令システムは、富山市のものを一部改修し活用する。立山町側でも共同指令の実施にあたり必要な整備を行う。
- ・両消防機関での円滑な情報伝達のため、必要な無線設備の改修を行う。
- ・上記システム改修等は各市町で行うが、共同指令の実施に伴う富山市側のシステム改修経費は、原則として立山町側が負担する。

② 運営管理（運営費、保守点検費、改修費）

- ・共同指令システムの運営管理は富山市が行い、立山町は必要な経費を負担する。その負担割合は、先行事例等を参考に協議のうえ定める。

③ 人員体制

- ・富山市は、共同指令の運用にあたって必要な人員を確保する。また、円滑に指令業務が移行できるよう、立山町から富山市への派遣などについて、協議のうえ定める。

ウ 共同運用実施予定日

令和5年度からの運用開始を目標に、協議のうえ定める。

(4) 今後のスケジュール

令和3年9月 基本構想策定

10月 両市町による基本合意締結

「富山市・立山町消防指令業務

共同運用推進協議会（仮称）の設立

令和4年2月 「富山市・立山町消防指令業務

連携・協力実施計画（仮称）の策定

共同指令システム整備・無線設備の改修費の予算措置

8月～ 共同指令システム、無線設備の改修

令和5年3月 「共同運用に関する規約」の議決

令和5年度～ 共同指令システムの運用開始